狛江市国民保護計画案

令和８年11月２日
庁　議　資　料

狛江市国民保護計画の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第３章第２節１（３）国民保護本部の所掌事務
<table>
<tr><th>機関の名称
（通常の行政組織名）</th><th>武力攻撃事態等発生時の業務</th></tr>
<tr><td>エ　国民保護市民部（市民部）</td><td>(ｱ)　所管施設の被災情報の把握、施設利用者の安全確保、施設の保全に関すること
(ｲ)　安否情報の収集に関すること</td></tr>
<tr><td>オ　国民保護地域文化スポーツ部（地域文化スポーツ部）</td><td>(ｱ)　所管施設の被災情報の把握、施設利用者の安全確保、施設の保全に関すること
(ｲ)　中小企業の相談・支援等に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">以下各部の連番を一つ繰り下げ</td></tr>
</table></td><td>第３章第２節１（３）国民保護本部の所掌事務(P22)
<table>
<tr><th>機関の名称
（通常の行政組織名）</th><th>武力攻撃事態等発生時の業務</th></tr>
<tr><td>エ　国民保護市民生活部（市民生活部）</td><td>(ｱ)　所管施設の被災情報の把握、施設利用者の安全確保、施設の保全に関すること
(ｲ)　安否情報の収集に関すること
(ｳ)　中小企業の相談・支援等に関すること</td></tr>
</table></td></tr>
</table>